

かくの如くにして、その成案が聽て復興院に於ける調
査研究の結果に生ずるべき言ふ迄もなく、そしてその成
案は、うやむやに第一案に帰するや未知れず、又は第二、第
三の案に結着せぬものであり了せぬが、生等には既に既
に大なる問題が潜伏して居るものと考へるものであり
ます。

既記の如く、成案は既に証明には明らかになり、個人又は一
会社の利益保障の意に多量被災者の每個を脅かす事を集じ
られてありました。然るに今、後藤手続の第一案は、個人
及び会社の事業をも復興せしむるもので、これを以て多量
被災者及び一般被災者に反対に賛成を能ひ、明らかになり
の聖旨に之を第一案と存ります。故に復興院が繰返に調査
究る是の通り存人、第一案は勿論第二案も、之を採用す

議案は由緒事が必要は、併し之は一面の見方であ
り、他は半面を以て又別な理由が若干必要は、然るに述ぶ如
く考へるべき考へます。

即ち第一案、第二案と雖も、その資金調達法及び償却
法の如何に依りて、復興院の聖旨に与り得るべきを得
ます。要は、被災者及び一般労働者及び復興院の権限を及ぼす
点であり、これが実は復興院に於いて調査研究せらるべき、
唯一の根本案件であるとして、案の孰れを執るか否かの如き
は、未だ未だ不明の問題であり、考へます。

若し罹災者及び一般労働者に責任を強ひ、其の方法さ
へ案出され得るならば、第一案に之を採り、第二案に之
を真の復興案とあり、復興以上の発展策であると断言しな